

～ 個人番号（マイナンバー）申告のご案内 ～

平成28年1月より、個人番号（マイナンバー）制度が始まり、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、「教育・保育給付認定」、「子育てのための施設等利用給付」の利用手続きの際に個人番号（マイナンバー）の記入が必要になりました。

三田市では、教育・保育施設の利用手続きに合わせて、「個人番号申告書」を提出していただきますので、以下のご案内をよくご確認ください。

1. 個人番号（マイナンバー）の申告が必要な場合

- (1) 子どものための教育・保育給付認定、子育てのための施設等利用給付認定を申請されるとき
(新たに利用申込みされるとき)
- (2) 認定・申請内容を変更申請されるとき

2. 申告が必要な方

- 上記の申請をされる方が申請者になります（通常は子どもの保護者）。
- 申請者のほか、教育・保育を利用する子ども及び生計を一にする世帯員全員の個人番号の申告が必要です（同居の祖父母や単身赴任中の保護者、就学中のきょうだい等、別居中の世帯員も含まれます）。

3. 希望する認定区分ごとの手続き

(1) 保育利用をご希望の方（認定こども園・保育所・小規模保育利用、2号・3号認定）

①申請者が来所する場合	・保育振興課に「個人番号申告書」を提出してください。 ・その際、申請者の「個人番号確認書類」及び「本人確認書類」の原本確認を行います。
②同居の親族が（使者として）来所する場合	「個人番号申告書」、申請者の「個人番号確認書類（写し）」及び「本人確認書類（写し）」を専用封筒に入れて、必ず封をして持参してください。
③同居の親類あるいは同居の親族以外の者が、代理人として来所する場合	「個人番号申告書」、申請者の「個人番号確認書類（写し）」、「委任状」（法定代理人の場合は戸籍謄本など）、「来所者の本人確認書類」をご持参ください。

(2) 教育標準時間（1号認定）の利用をご希望の方（認定こども園（朝～昼過ぎ）・幼稚園）、施設等利用給付認定を受ける方

申請者は、利用される園を通じて市に提出いただくことが基本となり、「個人番号申告書」と申請者の「個人番号確認書類（写し）」及び「本人確認書類（写し）」を封筒に入れ、必ず封をしてご提出ください。

(3) 郵送での手続きについて

郵送での手続きを行う際は、封筒に「個人番号申告書」と申請者の「個人番号確認書類（写し）」及び「本人確認書類（写し）」を同封し、必ず封をして送付くださるようお願いいたします。

4. 「番号確認」と「本人確認」について

「個人番号申告書」の提出の際には、申請書の「番号確認」と「本人確認」が必要となります。

(1) 個人番号確認書類（いずれか1点）

- ①個人番号カードの表裏の写し（コピー）
- ②通知カードの写し（コピー）
- ③個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書

※個人番号カードの写しを提出される場合は、「本人確認書類」は必要ありません。

※代理人が申請される場合は、来所される方の「本人確認書類」が必要です。

(2) 本人確認書類（A、Bのいずれか。Aの場合は1点、Bの場合は2点必要です。）

A	写真付き身分証明	B	その他の本人確認書類
	<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・住基カード（写真付きに限る）・運転免許証・運転経歴証明書 （交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード又は特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮滞在許可書		<ul style="list-style-type: none">・各種健康保険被保険者証・各種共済組合の組合証・年金手帳・児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書・介護保険被保険者証・社員証・学生証・学校名が記載された各種書類・医療受給者証・そのほかの官公署等からの発行書類で「氏名、生年月日」又は「氏名、住所」の記載のあるもの

5. その他

「個人番号申告書」を提出いただく際に、個人番号の記載がなくても（個人番号がわからないなど）、申請の受付は可能です。